

# 労働保険事務組合 年度更新事務処理手引



この手引は、労働保険事務組合が1年間を通じて必要な手続きについて、簡略してとりまとめたものです。  
必ず手元におき、確認し、手続きください。

- 【第1部】 年度更新の手続き
- 【第2部】 滞納に関する手続き
- 【第3部】 年度更新以外の申告納付の手続き（概算・確定修正）

令和8年度の年度更新の申告・納付は、  
**6月1日から7月10日**までです。（郵送の場合は期日必着）  
口座振替納付の場合  
申告は7月10日まで  
納付は9月7日（月）まで

（第2期納付期限） 11月16日（月）  
（第3期納付期限） 2月15日（月）

## 年度更新書類受付の事前相談について

随時、電話による相談、または申告内訳書などを持参もしくは電子メールで送信していただいたうえでの事前相談を受け付けております。

申告期限の直前は混雑のため充分時間が取れません。早期の相談にご協力をお願いします。

☎ : 075-279-3220

メール : kyotochosyu@mhlw.go.jp（京都労働局労働保険徴収課アドレス）

京都労働局 総務部 労働保険徴収課



## 令和 8 年度 年間予定表

日 程		主 な 業 務
4～5月		年度更新準備
6月	初旬	年度更新申告書、メリット決定通知書、申告書記入要領等配布 (厚生労働省より5月末頃発送予定)
7月	10日	年度更新申告書、申告書内訳(電子媒体含む)等提出期限 確定不足、第1期分、一般拠出金納付期限
	10日	報奨金区分経理に係る確認書類提出期限
	27日	滞納事業場報告書提出期限 (確定不足、第1期分、一般拠出金)
9月	7日	口座振替納付制度利用事務組合の振替納付日 (確定不足、第1期分、一般拠出金)
	24日	口座振替納付制度利用事務組合の滞納事業場報告書提出期限 (確定不足、第1期分、一般拠出金)
9月1日～24日		概算保険料増減額訂正報告(第2期分、第3期分納付書に反映)
10月	15日	報奨金交付申請書提出期限
	下旬	第2期分納付書発送(厚生労働省より)
11月	初旬	督促状発送(確定不足、第1期分、一般拠出金)
	16日	第2期分納付期限 第2期分振替納付日
11月16日 ～12月15日		概算保険料増減額訂正報告(第3期分納付書に反映)
12月	1日	滞納事業場報告書提出期限(第2期分)
	下旬	報奨金交付決定、振込(予定)
1月	中旬	督促状発送(第2期分)
	下旬	第3期分納付書発送(厚生労働省より)
1月18日 ～2月1日		概算保険料増減額訂正報告(差し替えまたは追加の納付書にて納付)
2月	15日	第3期分納付期限 第3期分振替納付日
3月	2日	滞納事業場報告書提出期限(第3期分)
	中旬	督促状発送(第3期分)
3月2日～31日		特別加入者給付基礎日額変更申請書提出

※上記の表で(予定)となっている部分については、変更になる場合があります。

# 目次

## 【第1部】年度更新の手続き

- 1 年度更新事務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2 年度更新関係書類の提出枚数等について・・・・・・・・ P 6
- 3 保険料・一般拠出金申告書内訳の記入について・・・・ P 7
- 4 特別加入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 5 建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率について・・・・ P 9
- 6 口座振替停止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 7 メリット制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 8 一括有期事業における令和7年度確定保険料について・・・・ P 12

## 【第2部】滞納に関する手続き

- 9 労働保険料を滞納したときの事務処理について・・・・ P 15

## 【第3部】年度更新以外の申告納付の手続き（概算・確定修正）

- 10 年度更新以外の保険料に関する申告・報告の早見表・・・・ P 17
- 11 概算保険料の増加訂正／減額訂正について・・・・ P 18
- 12 確定保険料の修正申告について・・・・ P 20

- \* 労務費率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- \* 労災保険率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- \* 雇用保険料率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- \* 特別加入保険料月割算定基礎額早見表・・・・ P 24
- \* 保険料・一般拠出金申告書内訳記入例・・・・・・ 別添

### ※ご確認ください！

労働保険事務を委託できる事業主は

常時使用する労働者が、以下の規模の事業主です。

○金融・保険・不動産・小売（飲食含む）業・・・・ 50人以下

○卸売・サービス業（※）・・・・・・・・・・・・ 100人以下

○その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300人以下

（※除外業種があります。「事務組合事務処理手引＜令和6年＞」P10参照）

# 1 年度更新事務の流れ

(基本的な流れは、以下のとおりです)

(4月から遅くとも5月中頃まで)

事業主から、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」、「一括有期事業報告書」等により前年度の賃金支払いや請負金額及び、新年度の支払い見込みの報告を受ける。(過年度の保険料に滞納がある事業場については納付計画・納付誓約書の提出を指導する。)  
緑色の「事務組合事務処理手引<令和6年>」P104、P121、P124 参照

(5月から遅くとも6月中頃まで)

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」、「一括有期事業報告書」等をもとに、「**保険料・一般拠出金申告書内訳**」を作成する。  
総コン利用組合は5月下旬の指定期日までに連合会へ賃金データ連絡票等を提出する。

(6月1日から7月10日まで)

事業主から受けた報告をもとに、保険料額を計算して、事業主に納入通知書で通知のうえ、**保険料を徴収する**(過年度の保険料に滞納がある場合は、併せて徴収する。)  
労働保険申告書を、「保険料・一般拠出金申告書内訳」に基づき作成し提出する。  
**事業主から徴収した保険料を納付する。**

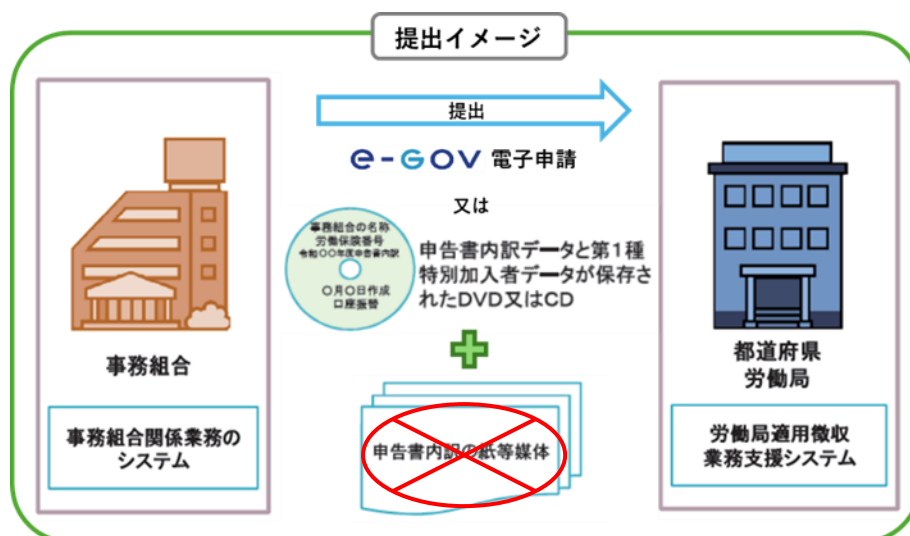
**口座振替の事務組合において滞納事業場が1件でもある場合は、口座振替を停止して、納付書(手書き作成)で納入する(P10参照)。**

(原則その都度)

納入通知や領収の状況を「徴収及び納付簿」に記入する。また、新規委託や委託解除等に基づく変更事項を「委託事業主名簿」へ記入する。

滞納事業場がある場合は、「滞納事業場報告書」を提出する(P15参照)。

(申告書内訳を電子媒体で提出する場合のイメージ)



※申告書とDVD・CDは必ず同時に提出してください。

※令和7年度から紙媒体の申告書内訳の提出は不要となりました。

2 年度更新関係書類の提出枚数等について（末尾8は、別途、手引を送付しています。）

申告書類	提出枚数	基 幹 番 号 末 尾				
		0	2	4	5	6
概算・確定保険料 一般拠出金申告書	※1 2	●	●	●	●	●
保険料・一般拠出金申告書内訳 ※2	3	●	●	●	●	●
一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）	2			● (立木の伐採の事業のみ)		
一括有期事業総括表	2			● (総コンの立木の伐採の事業のみ)	●	
一括有期事業報告書（建設の事業）	2				●	
労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (※労働局への提出は不要です)	不 要	●	●	● (一括有期以外)	● (一括有期以外)	●

※1 保険料申告書は、メリット制適用事業場については、1事業場につき1枚の作成・提出が必要です。それ以外の事業場については、末尾ごとにまとめて1枚の提出になります。

※2 申告書内訳は、メリット制適用事業場とそれ以外を分けて作成してください。

※ 電子媒体による申告書内訳提出の場合は、紙媒体の提出は不要です。電子媒体は返却しません。

※ 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」は、労働局への提出は不要です。事務組合で保管し、算定基礎調査の際提示してください。

### 3 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の記入について（別添記入例参考）

#### （1）（組様式第6号）の記入の注意点

- ① 委託事業主から報告された、「賃金等の報告」を基幹番号ごとに整理し、枝番号順に記入してください。欠番があれば当該内訳より除外してください。
- ② 業種番号・常時使用労働者数及び被保険者数は必ず記入してください。
- ④欄「常時使用労働者」と⑤欄「被保険者」の人数は**1か月平均労働者数**を記入します。

前年度の各月末（または月末直前の賃金締切日）の使用労働者数の合計

**12** （ただし、年度途中で保険関係が成立した事業にあっては成立以後の月数）

（例 外）

- ④欄「常時使用労働者」において**一括有期事業**及び船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場及び倉庫における貨物取扱事業については、前年度における**1日平均使用労働者数**を記入してください。

前年度の延べ使用労働者数

前年度の所定労働日数

※ 小数点以下の端数は切り捨てますが、1人未満となった場合は1人として計上してください。

（例： 9.7人 ⇒ 9人      0.1人 ⇒ 1人 ）

#### 【建設業の使用労働者数について】

数次の請負による建設の事業における「前年度の延べ使用労働者数」は元請事業所で雇用する労働者だけでなく、下請事業所の労働者（可能な範囲で把握したもの）を含みます。

- ③ 前年度メリット適用で今年度メリット適用外となった事業場及び今年度新たにメリット適用となった事業場については基幹の内訳書には入れず、メリット適用分の内訳書・申告書で提出してください。
- ④ 各業ごとに小計を記入し、別業に合計を記入します。
- ⑤ 年度途中で新規委託、委託解除になった事業場は、空欄を利用して注釈を付してください。  
例 ○年○月○日 新規委託  
○年○月○日 委託解除
- ⑥ **年度途中で委託解除等が生じて増減額訂正報告をした事業場も必ず記載してください。**
- ⑦ 特例計算（月割り）を行う特別加入者がいる場合は、⑳欄「第1種特別加入者」欄に確定した月数を表示してください。→P8に詳細
- ⑧ 一般拠出金は、労災の賃金総額（⑦の（一）のみ）に、0.02 / 1000 を掛けてください。
- ⑨ 賃金総額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- ⑩ 保険料を算出し、円未満の端数が出たときは、その端数は切り捨てます（※例外あり）。
- ⑪ 申告書内訳を電子媒体で提出する場合は、指定した形式で作成した電子ファイルをDVD又はCDに保存して提出してください。**申告書内訳（紙媒体）の提出は不要です。**

申告書の書き方については、

別途送付する「令和8年度 労働保険年度更新 申告書の書き方」を参考にしてください。

(2) (組様式第6号) 第一種特別加入者の記載について

a) ⑩欄第一種特別加入者の「区分」について

- 1 新規：令和8年度から新たに加入する場合
- 2 継続：令和7年度から継続加入する者で、令和8年度も同じ給付基礎日額を希望する場合
- 3 変更：令和7年度から継続加入する者で、令和8年度から給付基礎日額の変更を希望する場合
- 4 脱退等：令和7年度中に脱退した場合

b) ⑦欄賃金総額、⑨欄保険料について

途中加入・途中脱退の方は、労働局が承認した加入日又は脱退日より月割りした算定基礎額を基に計算します（提出日によっては、実際の異動日と異なる場合があります）。

特別加入対象者が複数いる場合、全員の算定基礎額を合算してから千円未満を切り捨てます。

例) 加入者A：給付基礎日額 3,500円（1年間） → 算定基礎額 1,277,500円  
 加入者B：給付基礎日額 10,000円（5か月） → 算定基礎額 1,520,835円  
 合 計 2,798,335円

特別加入保険料=2,798千円（千円未満切り捨て）×労災保険料率

特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

(特別加入に係る留意点)

- ※ 特別加入の加入・脱退をする場合、事前に特別加入申請書（様式第34号の7）又は変更届・脱退申請書（様式第34号の8）を提出してください。年度更新申告書内訳に記載しただけでは異動内容を届け出たことにはなりません。
- ※ 給付基礎日額の変更方法は以下のとおりです。
  - ①前年度の3月2日～3月31日の間に、給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）を提出
  - ②年度更新期間中に、給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）を提出
  - ③年度更新期間中に、申告書内訳に変更後の金額を記載して提出
 ただし、②及び③の場合、提出までの間に災害が発生していると変更はできません。
  - ①及び②の場合、通知書を発行しますが、③の場合、特に通知書類はありません。
- ※ 給付基礎日額とは保険料や休業補償給付などの給付額を算定する基礎となるものです。十分ご留意の上、特別加入者の収入等から判断して、実態から乖離しない日額を申請してください。

## 4 特別加入について

### (1) 労働者を雇用しなくなった場合

中小事業主等の特別加入は、労働者を常時使用している事業主が対象ですが、一時的に労働者が0人であっても、年間100日以上雇用が見込まれる場合は、特別加入の要件を満たします。

そのため、年度更新時に労働者が0人の事業場、確定保険料が0円の事業場については、必ず求人募集をしているかなど、雇用見込みを確認してください。事業主が労働者を雇用する意思がないことを確認した際は、その時点で「委託解除届」又は「特別加入脱退申請書」を提出してください。労働者が0人のまま、特別加入者が労災事故にあった場合、労災保険給付が支給されないケースがあります。

なお、第1種特別加入者に該当しなくなった場合でも、臨時的に労働者を雇用する場合は、当該労働者については、労働保険関係を成立させることが必要です。

### (2) 一括有期事業でもっぱら下請事業主であるが労働者を雇用している場合

下請事業主であっても、年間100日以上労働者を使用していれば、建設業に係る労働保険関係を成立させることで、中小事業主の特別加入に加入できます。なお、**保険料申告書内訳においては、概算保険料を計上し、納付する必要があります。**しかし、労働者を雇用しなくなった又は年間100日以上労働者を使用する見込みがなくなった場合は、中小事業主から一人親方に移行してください。

### (3) 特別加入時の健康診断の対象者について

特別加入時の健康診断の対象者で、健康診断を受けていないため京都労働局長の承認がおりていない者についても、保険料申告書内訳に計上し、納付してください。健康診断を受診した結果、特別加入不承認となった者については、修正申告を提出いただくことにより保険料を還付します。

## 5 建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率について

建設事業に係る中小事業主等の特別加入の保険料率は、特別加入の前提となる一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類による保険料率です。

主たる事業は状況に応じて変化し得るため、原則、**一括有期事業の確定申告において賃金総額が最も大きい事業の種類が、翌年度以降の主たる事業の種類**となります。ただし、翌年度以降はすでに登録されている事業の種類が、主たる事業の種類となることが明らかに見込める場合は、この限りではありません。

主たる事業の種類を変更する際は、年度更新時等に、「名称・所在地等変更届」（様式第2号）を提出してください。変更年月日は翌年度の初日です。翌年度以降の保険料申告（概算を含む）は、変更後の主たる事業の種類による保険料率を用います。

例) 登録業種が38業種で、R7年度の賃金総額が最も大きい事業が35業種であれば、R7年度の特別加入の計算は38業種の計算で行い、R8年度は35業種に変更を行い特別加入は35業種で計算を行う。ただし、R8年度以降も38業種が主たる事業であることが明らかに見込める場合は変更しない。

## 6 口座振替停止について（事務組合の口座から国への振替を停止する場合）

緊急を要するやむを得ない場合に限り、口座振替を停止することができます。

この場合は、事務組合自ら取引先金融機関に連絡をして、規定の期日までに所定の手続を行っていただきます。なお、取引先金融機関が京都銀行である場合は記入例がありますので緑色の「労働保険事務組合事務処理手引<令和6年>」P110をご参照ください。

振替停止をした後は納付書を手書きにより作成し、金融機関で納付してください。

（納付書は、労働保険料申告書の下部にある「領収済通知書」も利用できます。）

## 7 メリット制について

メリット制適用事業場の申告書は、5月末に送付されるメリット決定通知書の料率に基づいて作成してください。また、3月末頃にメリット適用となる事業場について、労働保険徴収課から文書を送付しますので、保険料計算の参考にしてください。

### ※1 メリット制適用事業場を前年度中に委託解除した場合

年度更新は個別の申告書で申告してください。

なお、口座振替利用事務組合でも、当該事業場の保険料、及び一般拠出金については、**口座振替の対象とはなりませんので**、納付書で納付してください。

納付書が必要な場合は、申告時にその旨を申し出てください。

### ※2 メリット制適用事業場の委託を受けた場合

メリット適用事業場の委託を受けた場合は、速やかに労働保険徴収課へ連絡してください。

当年度メリット料率は、事業場（委託替の場合は前委託事務組合）に確認してください。

新規委託に伴い、改めて通知することはありません。

### ※3 メリット制適用事業場の業種を変更した場合

メリット制の適用を受けていた事業場の業種が変更となる場合、事前に労働保険徴収課へご相談ください。

### <申告書の記載方法>

#### （1）新年度から、新規にメリット制の適用になる事業場の取扱いについて

（例）A事業場が、新年度からメリット制適用になった場合

申告書  
（母体分）



前年度の確定保険料額：A事業場分を除いて申告する  
新年度の概算保険料額：A事業場分を除いて申告する  
※前年度分の申告済概算保険料額からは、A事業場分を除いてあります。

申告書  
（A事業場分）



前年度の確定保険料額：A事業場分で申告する  
新年度の概算保険料額：A事業場分で申告する  
※前年度分の申告済概算保険料額は、母体から切り離して印書しています。

(2) 新年度から、メリット制の適用を受けない事業場の取扱いについて

(例) B事業場が、前年度までメリット制適用で、新年度から外れた場合

申告書  
(母体分)



前年度の確定保険料額：**B事業場分を除いて**申告する  
 新年度の概算保険料額：**B事業場分を含めて**申告する

申告書  
(B事業場分)



前年度の確定保険料額：**B事業場分**で申告する  
 新年度の概算保険料額：**母体分**で申告する

\* B事業場の申告済概算保険料額 < 確定保険料 (不足) の場合

B事業場の申告書で申告・納付 (口座振替・電子納付可)

\* B事業場の申告済概算保険料額 > 確定保険料 (充当) の場合

差額は、母体の新年度1期分の納付額に充当。

(母体への充当方法)

① 母体の申告書の⑳(イ)欄に充当額を記載 (母体でも充当が生じる場合は、2段書き)

② ①の合計額を㉒(ロ)欄「期別納付額・第1期・充当額欄」に記載

⑱ 申告済概算保険料額		1,055,889 円		⑲ 申告済概算保険料額				
⑳ 差引額	(イ) 充当額	(母体) 75,325		(㉑)の(イ)ー⑳	⑳ 3 充当意思	⑳ 増加概算保険料額		
	(ロ) 還付額	(B事業場) 13,238		円	1	(㉒)の(イ)ー⑳		
				円	1	⑳ 法人番号		
㉒ 納付額	第1期又は 第2期	(イ) 概算保険料額 (㉑)の(イ)＋次期以降の円未満端数	(ロ) 労働保険料充当額 (㉑)の(イ)ー㉒の(イ)	(ハ) 不足額(㉑の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 (㉑)の(イ)又は(イ)＋(ハ)	(ホ) 一般拠出金充当額 (㉑)の(イ)ー一般拠出金分のみ	(ヘ) 一般拠出金額 (㉑)の(ハ)②の(ホ)(注2)	(ヒ) 今期納付額(ロ)＋(ハ)
	第2期	351,963 円	88,563 円	円	263,400 円	円	11,256 円	274,656 円
	第3期	351,963 円	円	円	円	円	円	円
				㉓ 事業又は作業の種類		㉔ 保険関係成立年月日		
				郵便番号		㉕ 事業停止等理由		
				電話番号		(1)廃止 (2)委託 (3)廃別 (4)労働者なし (5)その他		

## 8 一括有期事業における令和7年度確定保険料について

### (1) 労務費率

令和7年度確定保険料においては、請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を下表の令和7年度労務費率で計算します。

令和8年度は、令和8年度労務費率で計算します。

### (2) 請負金額の取扱い

工事開始日が平成27年4月1日以降の請負による建設事業に係る賃金総額の算定基礎となる請負金額は、**消費税額（地方消費税額を含む。）を含まないものとします。**

労 務 費 率 表 （令和7年4月1日現在）

事業番号	事業の種類		令和7年度 労務費率	令和8年度 労務費率	変化
31	水力発電施設、ずい道等新設事業		19%	19%	無
32	道路新設事業		19%	19%	無
33	舗装工事業		17%	17%	無
34	鉄道又は軌道新設事業		19%	19%	無
35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		23%	23%	無
38	既設建築物設備工事業		23%	23%	無
36	機械装置の組立て又は 据付けの事業	組立て又は取付けに関 するもの	38%	38%	無
		その他のもの	21%	21%	無
37	その他の建設事業		23%	23%	無

※令和6年3月31日以前に開始された工事の労務比率は、有期一括総括表に記されています。

\* 労災保険率表 \* (令和7年4月1日現在)

		(単位1/1000)			
事業の分類	番号	事業の種類	7年度 労災保険率	8年度 労災保険率	変化
林業	02又は03	林業	52	52	無
漁業	11	海面漁業	18	18	無
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37	37	無
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	無
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13	13	無
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5	無
	25	採石業	37	37	無
	26	その他の鉱業	26	26	無
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34	34	無
	32	道路新設事業	11	11	無
	33	舗装工事業	9	9	無
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	9	無
	35	建築事業	9.5	9.5	無
	38	既設建築物設備工事業	12	12	無
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	6	無
	37	その他の建設事業	15	15	無
製造業	41	食料品製造業	5.5	5.5	無
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	無
	44	木材又は木製品製造業	13	13	無
	45	パルプ又は紙製造業	7	7	無
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5	無
	47	化学工業	4.5	4.5	無
	48	ガラス又はセメント製造業	6	6	無
	66	コンクリート製造業	13	13	無
	62	陶磁器製品製造業	17	17	無
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23	23	無
	50	金属精錬業	6.5	6.5	無
	51	非鉄金属精錬業	7	7	無
	52	金属材料品製造業	5	5	無
	53	鋳物業	16	16	無
	54	金属製品製造業又は金属加工業	9	9	無
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	無
	55	めつき業	6.5	6.5	無
	56	機械器具製造業	5	5	無
	57	電気機械器具製造業	3	3	無
	58	輸送用機械器具製造業	4	4	無
59	船舶製造又は修理業	23	23	無	
60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	無	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	無	
61	その他の製造業	6	6	無	
運輸業	71	交通運輸事業	4	4	無
	72	貨物取扱事業	8.5	8.5	無
	73	港湾貨物取扱事業	9	9	無
	74	港湾荷役業	12	12	無
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	無
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	無
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	無
	93	ビルメンテナンス業	6	6	無
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	無
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	無
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	無
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	無
	94	その他の各種事業	3	3	無
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42	42	無

\*雇用保険料率表\*

令和8年度から雇用保険料率が変わります。

令和7年度確定保険料は下表左の料率で、令和8年度概算保険料は下表右の料率で計算します。

(令和7年4月1日現在)

(令和8年4月1日改定)

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般事業	14.5	9	5.5	一般事業	13.5	8.5	5
	/	/	/		/	/	/
	1000	1000	1000		1000	1000	1000
農林水産・清酒製造の事業	16.5	10	6.5	農林水産・清酒製造の事業	15.5	9.5	6
	/	/	/		/	/	/
	1000	1000	1000		1000	1000	1000
建設の事業	17.5	11	6.5	建設の事業	16.5	10.5	6
	/	/	/		/	/	/
	1000	1000	1000		1000	1000	1000

○平成29年1月1日より、65歳以上の雇用者についても雇用保険の適用対象となっています。

○雇用保険の高齢免除は平成31年度分までで終了しています。

\*労働者負担分に1円未満の端数が生じた場合

- ①賃金から源泉控除する場合は、端数が50銭以下を切り捨て、50銭1厘以上を切り上げる。
- ②現金で支払う場合は、端数が50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げる。
- ③ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合は、この限りではありません。

## 9 労働保険料を滞納したときの事務処理について



### (1) 労働保険料等滞納事業場の報告

法定納期の時点で労働保険料又は一般拠出金を滞納している委託事業場がある場合は、滞納分を除いた金額で納付してください。そのうえで、必ず「労働保険料等滞納事業場報告書」を法定納期（又は口座振替日）経過後15日以内に労働局に提出してください。事務組合が立て替えて納付することはないようにしてください。

なお、後日労働局から「督促状」を事務組合に送付しますので、それを滞納した委託事業場へ交付してください。交付後も電話・訪問・文書等で納付督促を行ってください。督促状の指定納期までに納付されない場合は、労働局からも文書督促を行ったうえ、滞納処分を実施します。

組様式第9号

### 労働保険料等滞納事業場報告書（提出用）

京都 労働局長 殿

提出年月日

元号 9 - 年 08 - 月 7 - 日 21

※労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号				
2	6	3	0	1	9	3	0

**法定納期を記載**  
 1期:9-08-07-10  
 2期:9-08-11-16  
 3期:9-09-02-15

(元号)  
令和=9

報告年月日

元号 9 - 年 08 - 月 7 - 日 10

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。

( 枚のうち 枚目 )

枝番号1 005 徴定年度1 9 - 08 徴定区分1 62 電話番号 075 - 〇〇〇 - △△△ 事業場名 西陣商会	納付すべき保険料等1 12,345 円 納入額1 10,000 円 滞納額1 2345 円
枝番号2 006 徴定年度2 9 - 08 徴定区分2 21 電話番号 075 - 〇〇〇 - △△△ 事業場名 同上	納付すべき保険料等2 9,876 円 納入額2 0 円 滞納額2 9876 円

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
7/19	10,000	2,345
/		

一部の納付があった場合

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		
/		

徴定区分は必ず分けてください

凡例	1-徴定区分
	21 全期または1期
	22 2期
	23 3期
	61 事業廃止(保険料)
	62 前年度(保険料)
	63 前々年度(保険料)
	71 事業廃止(拠出金)
	72 前年度(拠出金)
	73 前々年度(拠出金)

(2) 労働保険料等納入事業場の報告

「労働保険料等滞納事業場報告書」で報告した滞納委託事業場の労働保険料、一般拠出金が納入された場合には、直ちに納付してください。そのうえで、翌月10日まで（できれば納付したらすぐに）に「労働保険料等納入事業場報告書」を労働局に提出してください。



組様式第10号

労働保険料等納入事業場報告書（提出用）

京都 労働局長 殿

提出年月日

元号 年 月 日  
9 - 08 - 9 - 1

※労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号							
2	6	3	0	1	9	3	0	0	0	0

報告年月

元号 年 月  
9 - 08 - 8

納入した月  
を記載

金融機関等により日に  
納入した日付を記載

完納となった場合は、空欄で  
なく、必ず「0円」と記載

枝番号1 005 徴定年度1 元号 年 度 9 - 08 徴定区分1 62	年月日1 元号 年 月 日 9 - 08 - 8 - 25 保険料等1 2,345 円 滞納額1 0 円 納付場所1 平安銀行・洛中支店 備考1 西陣商会
枝番号2 005 徴定年度2 元号 年 度 9 - 08 徴定区分2 21	年月日2 元号 年 月 日 9 - 08 - 8 - 25 保険料等2 5,000 円 滞納額2 4,876 円 納付場所2 同上 備考2 同上

事業場名を記載

(徴定区分)

前頁の「労働保険料等滞納事業場報告書」右下欄「凡例」を参照してください。

※「滞納事業場報告書」の場合と同様に徴定区分は必ず分けて記載

完納により延滞金が発生した場合は、事務組合あてに納付書、通知書等を郵送しますので、事業場に納付指導をお願いします。

## 10 年度更新以外の保険料に関する申告・報告の早見表

申告・報告事項	提出書類	補足説明
概算保険料額の増・減額 訂正報告 (P18, 19「(記載例1) 概算保険料の増加訂正／減額訂正について」参照)	保険料申告書(様式6号) 保険料申告内訳(組様式6号)  ※監督署用は提出不要 (下段の確定修正も同じ)	総コンシステム利用組合は併せて委託事業場マスター連絡票・請求額変更が必要(連合会京都支部へ提出)
確定保険料額の修正申告 (P20, 21「(記載例2) 確定保険料の修正申告について」参照)	保険料申告書(様式6号) 保険料申告内訳(組様式6号) 賃金等の報告(訂正前・後) 変更理由の確認資料	過去2年度分の修正は、年度毎に修正が必要 ※還付の場合は還付請求書(様式8号)が必要 確認資料は算調に準じる。
事業場の保険料滞納の報告	滞納事業場報告書(組様式9号)	納期限翌日から15日以内に提出必要
滞納保険料納入の報告	納入事業場報告書(組様式10号)	保険料納付日とは、事業場が事務組合に納付した日ではなく、国に納付した日(延滞金に注意)
延滞金納入の報告	納入事業場報告書(組様式10号)	延滞金のお知らせ時に納付書と共に送付
事業場の行方不明等の報告 (滞納保険料が徴収困難)	事事故業場報告書 (「労働保険事務組合事務処理手引(令和6年>P123)」に掲載、コピー使用可)	保険料に滞納がある又は生じる可能性がある場合に提出
破産申請や事業廃止で保険料の徴収が不可能な場合	事事故業場報告書 労働保険料等滞納事業場引継書 納入指導等事蹟記録票 (「労働保険事務組合事務処理手引(令和6年>P123, 125, 126)」に掲載、コピー使用可)	「納入指導等事蹟記録票」は滞納が生じて督促をした頃から記録した“督促活動の記録”なので、任意様式で記録(月日、内容、誰に、誰が等)されたものでも可
事業主に滞納保険料額等を確認させる書類(時効中断)	債務承認書または労働保険料等滞納確認及び納付誓約書 (「労働保険事務組合事務処理手引(令和6年>P124)」に掲載、コピー使用可)	毎年4月～7月の間に前年度以前の滞納保険料がある事業場から提出を求めてください(保険料の徴収は、督促状の指定期限から2年で時効が成立するため、債務承認書等を提出させることで時効を中断でき、改めて時効成立日が承認日の2年後となります)。
国の口座振替を今回だけ一部停止させる場合	緊急停止依頼書(金融機関が定める様式)	金融機関に提出(振替日から6営業日前までに提出が必要)

# 1.1 (記載例1) 概算保険料の増加訂正/減額訂正について

増加の場合は(概算増額)又は減額の場合は(概算減額)表示する

(概算増額) 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
 - 所有事業を含む

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 第3片へ記入は上記の「標準字体」でお願いします。

種別 3 2 7 0 0 修正項目番号 入力確定コード 項 ↓

① 労働保険種別番号 2 6 3 0 2 9 3 2 0 0 0 - 0 0 0

② 増加年月日(元号:令和は9) ③ 事業開始等年月日(元号:令和は9) ④ 事業終了等理由

⑤ 賞与使用労働者数 ⑥ 雇用保険新被保険者数 ⑦ 保険関係 ⑧ 労保理由コード

提出用 年 月 日  
 〒 604-0846  
 京都市中央区  
 阿部町通御池上ル  
 金吹町451  
 京都労働局  
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料区分	算定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ)	1000分の(イ)		
労働保険分	(ロ)	1000分の(ロ)		
雇用保険分	(ハ)	1000分の(ハ)		
一般拠出金 (注1)	(ニ)	1000分の(ニ)		

概算・増加概算保険料区分	算定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	⑪ 保険料算定基礎額の見込額	⑫ 保険料率	⑬ 概算・増加概算保険料額 (⑪×⑫)
労働保険料	(イ)	1000分の(イ)		4 4 3 0 4 8 0
労働保険分	(ロ)	1000分の(ロ)		2 1 2 4 8 1 9
雇用保険分	(ハ)	1000分の(ハ)		2 3 0 5 6 6 1

⑭ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑮ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑯ 延納の申請 納付回数 項 ⑰

⑱ 00000000の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

⑲ 中告済概算保険料額	⑲ 中告済概算保険料額	3,868,058
⑳ 増額	㉑ 増加概算保険料額 (㉒の(イ)-㉓)	562,422

⑳ 加入している労働保険 (イ)労働保険 (ロ)雇用保険	㉑ 特異事業 (イ)該当する (ロ)該当しない	㉒ 事業又は作業の種類 別紙内訳のとおり	㉓ 事業開始年月日
㉔ (イ)所在地 (ロ)名称	㉕ (イ)住所 (ロ)名称 (ハ)氏名	㉖ 関係番号	㉗ 事業終了等理由 (1)廃止 (2)多額 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他

斜線など何も記入しない

訂正前の事務組合全体の保険料(基幹番号)に申告書内訳の㉒㉓の増減分を加算(減額)した額を記載

訂正前の保険料額(基幹番号)

申告書内訳の㉒の額

2期納付前の増減につきましては、増額分は2期と3期に2等分で増額して納付します。(端数の1円が出る場合は2期へ)  
 また、減額分は2期を減額して納付します。  
**注意：減額した委託事業場に滞納がある場合は、滞納額への充当が優先されますので、必ず局と納付額を調整してください。**



12 (記載例2) 確定保険料の修正申告について

(修正) と表示する

(修正)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
- 所有期事業を含む。

標準  
字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
OCR時への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

下記のとおり申告します。

種別 32700

修正項目番号

入力確定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

26302932000-000

② 増加年月日 (元号: 令和12年)

③ 事業停止等年月日 (元号: 令和12年)

④ 常時雇用労働者数

⑤ 雇用保険被保険者数

⑥ 事業停止等理由

⑦ 中保関係 中片保険理由コード

提出用

修正前の事務組合全体の保険料  
(基幹番号)に申告書内訳の  
K L M I の増減分を  
加算(減額)した額を記載

区分	⑤ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑥ 保険料率	⑦ 確定保険料・一般拠出金額 (⑤×⑥)
労働保険料	3462545	1000分の(イ)	3462545
労災保険分	1836597	1000分の(ロ)	1836597
雇用保険分	1625948	1000分の(ハ)	1625948
一般拠出金 (注1)	8094	1000分の(ニ)	8094

区分	⑧ 保険料算定基礎額の見込額	⑨ 保険料率	⑩ 概算・増加概算保険料額 (⑧×⑨)
労働保険料		1000分の(イ)	
労災保険分		1000分の(ロ)	
雇用保険分		1000分の(ハ)	

修正前の保険料額  
(基幹番号)

⑪ 申告済 確定 保険料額 3,428,501 (拠) 8,085

⑫ 申告済 概算 保険料額

⑬ 増加概算 保険料額

⑭ 差引額 ⑬-⑪の(イ) 34,044 (拠) 9

⑮ 差引額 ⑬-⑪の(ロ) 運付額

申告書内訳の M I の額

⑯ 1 期 支払又は

⑰ 2 期 支払

⑱ 3 期 支払

⑲ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険

⑳ 事業又は作業の種類 別紙内訳のとおり

㉑ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険

㉒ 事業主 (イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名







特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎 日額	保険料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

第1種特別加入者が複数人いる場合の保険料算定基礎額の計算は、個々の加入者の基礎額を合計した後に千円未満を切り捨ててください。